

商品概要説明書

アパートオーナー向けリフォームローン（ジャックス型）

（令和2年4月1日現在）

商品名	アパートオーナー向けリフォームローン（ジャックス型）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A の組合員の方。○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の満年齢が満 80 歳未満の方。○アパート経営が 3 年以上であり、かつ安定継続した収入がある方。○アパートを所有されている方。○原則、団体信用生命共済に加入できる方。○対象アパートにかかる建築資金等の借入がある場合は、その返済の直近 1 年間に返済遅延がない方。○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ご本人が所有または共有する賃貸アパートの次の資金を対象とします。<ul style="list-style-type: none">①増改築工事費。②内外装工事費③外構、造園、エクステリア等工事費④アパート設備機器および設置工事費⑤太陽光発電システム、オール電化システム等環境配慮型設備機器購入および設置工事費
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○10 万円以上 1, 000 万円以内とし、1 万円単位とします。 ただし、本ローンを含む貸付対象アパートの借入金年間返済割合が、前年度家賃収入に対して当 J A が定める範囲内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○6 か月以上 15 年以内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○次のいずれかよりご選択いただけます。<ul style="list-style-type: none">【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3 月 1 日および 9 月 1 日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレート）が年 0.5% 以上乖離した場合は 1 か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。○お借入利率には、年 1.0% の保証料を含みます。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。

返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え 6 ヶ月ごとの特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。						
担保	○不要とします。						
保証人	○当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。						
団体信用生命共済	○原則、当 J A 所定の 2 種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。 なお、共済掛金は当 J A が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1" data-bbox="539 683 1347 831"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年 0. 3 %</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0. 5 %</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0. 3 %	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0. 5 %
団体信用生命共済名	加算利率						
団体信用生命共済（特約なし）	年 0. 3 %						
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0. 5 %						
9 大疾病補償保険	○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0. 6 %						
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本店金融共済部（電話：0 1 3 8 - 4 6 - 2 3 2 3）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会（電話：0 1 1 - 2 5 1 - 7 7 3 0）						
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。						

J A 函館市亀田